

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に出るときは、その翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
- 保険医療機関の指定
- 飼料の分析検査の概要
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 遊漁規則の変更の認可
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の変更の認可(三件)
- 土地収用法による土地の立入りの許可
- ◇選管告示 参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等
- 参議院地方選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日
- ◇正 誤 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

規 則

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十八号

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等看護学院管理規則(昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県立倉吉高等看護学院の項を次のように改める。

鳥取県立倉吉高等看護学院

科目

科 目	科 目	時 間 数
物 理 学	物 理 学	三〇
生 物 学	生 物 学	三〇
統 計 学	統 計 学	四〇
社 会 学	社 会 学	三〇
心 理 学	心 理 学	四〇
教 育 学	教 育 学	三〇
外 語 学	外 語 学	九〇
体 育	体 育	四〇

科目	講義	実習	計	備考	看護学内訳															
					合計	看護学総論	成人看護学	小児看護学	母性看護学	看護学	衛生法	社会福祉	公衆衛生学	微生物学	病理学	薬理学(薬剤学を含む。)	生化学(栄養学を含む。)	生理学	解剖学	医学概論
看護学総論	一三五	一五〇	二八五	看護史及び看護倫理を含む。	二、二五〇	二八五	九〇五	二二〇	二二〇	一、六二〇	一五	一五	三〇	三〇	四五	三〇	四五	一五	一五	一五
看護学概論	六〇	一五〇	二八五		二二〇	二八五	九〇五	二二〇	二二〇	一、六二〇	一五	一五	三〇	三〇	四五	三〇	四五	一五	一五	一五
看護技術	七五	一五〇	二二五		二二五															
総合実習					七五															

備考 保健所における実習は、全体を通じて六〇時間を標準として実施

科目	講義	実習	計	備考
成人看護学	三九〇	一五	五五	九〇五
成人看護概論	一五			一五
成人保健	六〇			六〇
成人疾患と看護	三二五			八三〇
内科疾患と看護	一〇五			三〇五
精神科疾患と看護	三〇			三五
外科疾患と看護	六〇			七五
整形外科疾患と看護	三〇			二四〇
皮膚科疾患と看護	一五			六〇
泌尿器科疾患と看護	一五			三〇
婦人科疾患と看護	一五			三〇
眼科疾患と看護	一五			三〇
耳鼻咽喉科疾患と看護	一五			七五
歯科疾患と看護	一五			七五
保健所等実習	四五			四五
小児看護学	九〇			二二〇
小児看護概論	一五			一五
小児保健	三〇			二二〇
小児疾患と看護	四五			一九五
母性看護学	九〇			二二〇
母性看護概論	一五			一五
母性保健	六〇			二〇五
母性疾患と看護	一五			二〇五
合計	七〇五	九一五	一、六二〇	

精神衛生を含む。
伝染性疾患及び寄生虫疾患を含む。
救急処置及び手術室実習を含む。

するものとする。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日を適用する。

告 示

鳥取県告示第五百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
耳鼻咽喉科	生 駒 尚 秋	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第五百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規

定により、次のおり告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、八八七号	岸 田 剛 一	昭和四十九年五月二十四日

鳥取県告示第五百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	昭和四十九年五月十五日
竹田内科医院	本町二丁目一〇九	十六日
竹内医院	気高郡気高町浜村七八三	十五日

鳥取県告示第五百十二号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一

条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 豊 三

登録飼料

製造事業場の所在地および名称	登録番号	検査結果					収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	成	
小野市秦田町字中曾根398の2 全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場 乳牛用完全配合飼料 全酪1号	72UE第71号	13.0 14.0	2.0 3.7	10.0 5.6	10.0 7.6		昭和49年4月19日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
横浜市戸塚区舞岡町半屋敷520 全国酪農業協同組合連合会 横浜飼料工場 全酪連完全配合飼料 ほ乳期子牛育成用カーフトップ	69UA第7号	26.0 29.7	10.0 13.1	1.0 0.1	8.5 7.4		
倉敷市水島海岸通3丁目3番地 丸紅飼料株式会社 水島工場 ソルベニ印完全配合飼料 乳牛3	69UE第2号	13.0 15.1	1.0 2.8	11.0 6.6	10.0 7.9		
玉野市築港5967 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料 幼雛用スーパー前期	第4785号	22.0 23.4	3.0 5.5	6.0 2.6	9.0 6.3	昭和49年4月19日 東伯郡東伯町徳万 東伯町農業協同組合	
姫路市飾磨区細江字浜万才1290 アミノ飼料工業株式会社 姫路工場 味えさ完全配合飼料 専用種プロライナーツク	71TE第6号	23.0 23.5	4.0 5.8	5.5 2.9	8.5 6.5		

尼崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社 尼崎工場 ノーサン印子豚人工乳後期用完全配合飼料 ビンキーYペレット ノーサン印子豚育成用完全配合飼料 エーグルYペレット 72BA第17号 18.0 3.5 4.0 7.0 19.1 4.3 1.8 5.0 16.0 2.0 6.0 8.0 16.9 2.6 2.9 4.4 昭和49年4月19日 倉吉市上井320-28 有限会社 朝倉本店						
呉市築地町2-44 クレマツ株式会社 クレマツ印完全配合飼料 成鶏用ニココマツシュ 71TD第111号 16.0 3.0 6.0 12.5 17.6 4.2 2.6 11.4 昭和49年4月19日 倉吉市藤城237 クレマツ(株)倉吉営業所						
クレマツ印完全配合飼料 乳牛用松 70UE第45号 16.0 2.0 10.0 10.0 17.5 2.8 5.8 9.1 14.0 1.5 8.0 10.0 16.4 3.8 2.9 5.2 20.0 3.0 5.0 8.0 21.9 3.7 3.4 6.6 17.0 2.0 6.0 9.0 19.3 3.6 3.1 6.5						
クレマツ印完全配合飼料 種豚用 72BD第26号 16.4 3.8 2.9 5.2 20.0 3.0 5.0 8.0 21.9 3.7 3.4 6.6 17.0 2.0 6.0 9.0 19.3 3.6 3.1 6.5						
クレマツ印完全配合飼料 幼豚用 71TA第7号 21.9 3.7 3.4 6.6 17.0 2.0 6.0 9.0 19.3 3.6 3.1 6.5						

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「粗繊維」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 「以上」をフイツシュリエーグル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」および「粗灰分」の欄は「以下」を示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地および名称	表示区分	検査結果					収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	成	
神戸市東灘区住吉浜町19-3 日本農産工業株式会社 神戸工場 ノーマン印種豚用完全配合飼料 たねおた	表	18.5 18.9	2.0 2.9	10.0 5.3	10.0 6.6		昭和49年4月19日 倉吉市上井320-28 有限会社 朝倉本店
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 乳牛用大山ペレット	表	17.0 19.6	1.5 3.8	12.5 8.4	10.0 8.6		昭和49年4月19日 東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合
小野市秦田町字中曽根398の2 全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場 全酪連 ゴールドカーフ [㊦]	表	20.0 20.4	2.0 2.4	6.5 4.2	8.0 6.8		
横浜市戸塚区舞岡町半屋敷520 全国酪農業協同組合連合会 横浜飼料工場 犢育成用飼料	表	24.0 27.0	1.0 1.4	3.3 0.5	10.0 8.2		
玉野市築港5967 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料 ノロイラー肥育後期用スーパー ースター	表	17.0 17.0	5.5 8.5	5.5 2.8	9.0 5.5		昭和49年4月19日 東伯郡東伯町徳万 東伯町農業協同組合
神戸市東灘区住吉浜町18番地							

近畿くみあい飼料株式会社									
くみあい配合飼料	若牛肥育用キંગブリー後期	表	18.0	2.0	9.0	9.0			
くみあいニユーターレットC		表	14.0	3.9	6.3	6.7			
くみあいイーターレットB		表	15.0	2.5	6.0	7.0			
			16.1	3.3	2.5	4.8			
			18.0	2.5	4.0	8.0			
			18.8	3.0	2.5	5.2			
神戸市葺合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社 神戸飼料工場 乳牛用配合飼料 東伯2号ペレット									
		表	16.0	2.0	10.0	10.0			
			16.0	3.3	5.9	8.5			

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し「粗繊維」および「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第五百十三号

佐治村長から申請のあった尾蔭地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月三日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

鳥取県西伯郡岸本町岸本二六三番一地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第三号

三 認可に係る変更の内容

1 第七条第一項の本文中「組合事務所（日野郡溝口町溝口二〇九番地）」を「組合事務所（西伯郡岸本町岸本二六三番一地）」に改め、同項の表を次のように改めること。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、に じます、やまめ、 いわな、うぐい、 はえ	竿釣及び手釣	一年	県内 一、五〇〇円 県外 三、〇〇〇円
	竿釣、手釣、 手押、たも網 及び投網	一年	県内 二、〇〇〇円 県外 七、〇〇〇円
		一日限り	県内 五〇〇円 県外 一、五〇〇円

2 同条第二項を次のように改めること。

前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者が中欄に掲げる漁具漁法で遊漁する場合の遊漁料は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

区	分	漁具・漁法	遊漁料
小学生以下の者及び七十才以上の者 中学生 高校生及び身体障害者（手帳所持者）	竿釣		無料
	手釣		四〇〇円 八〇〇円

3 同条第三項の表を次のように改めること。

魚種	漁具・漁法	特別遊漁料
あゆ、こい、に じます、やまめ、 いわな、うぐい、 はえ	流網、こい張網、地びき網	五〇、〇〇〇円
	川舟	五、〇〇〇円
	いかだ（これに類するものを含む）	五、〇〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和四十九年六月七日

鳥取県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

千代土地改良区

監事	近藤 寿雄	変更前	変更後
		鳥取市赤子田三二八番地	鳥取市赤子田三二八番地

鳥取県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月四日付けで鳥取市尚徳町一一六番地鳥取市長金田裕夫ほか一人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（鳥取地区広域営農団地農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（鳥取地区広域営農団地農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び国府町役場

四 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十七号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（谷川地区農業用排水）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月三日認可したので、同法第

九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（上米積地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十九号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（二部地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線鳥取・吉成線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市徳尾、古海、本高、菖蒲及び吉成

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十九年六月十五日から昭和五十年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

昭和四十九年七月七日執行予定の参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和四十九年六月十二日

ただし、年齢については、昭和四十九年七月七日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和四十九年六月十三日

三 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月十四日から昭和四十九年六月十八日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和四十九年七月七日執行予定の参議院地方選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和四十九年六月十四日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十九年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

正 誤

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十九年六月鳥取県規則第三十七号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 六 副 註 誤 註

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】